

〔改訂版〕 婚姻費用・養育費の算定

—裁判官の視点にみる算定の実務—

—お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 63 頁 下から 8・9 行目 (下線部分)

誤	正
…学校教育費は 13 万 <u>1302 円</u> である。…	…学校教育費は 13 万 <u>1379 円</u> である。…

(2) 63 頁 下から 3・4 行目 (下線部分)

誤	正
…+13 万 <u>1302 円</u> $X \div \underline{62.16}$	…+13 万 <u>1379 円</u> $X \div \underline{62}$

(3) 145 頁 下から 9 行目 (下線部分)

誤	正
…教育費として、13 万 <u>1302 円</u> が、…	…教育費として、13 万 <u>1379 円</u> が、…

(4) 146 頁 上から 10・11 行目 (下線部分)

誤	正
…教育費 13 万 <u>1302 円</u> の割合 は、指数では 7.3 (112 万 2066 円 : 13 万 <u>1302 円</u> = …	…教育費 13 万 <u>1379 円</u> の割合 は、指数では 7.3 (112 万 2066 円 : 13 万 <u>1379 円</u> = …

2024 年 2 月

新日本法規出版株式会社